

国民健康保険税の軽減について

世帯（世帯主、被保険者、特定同一世帯所属者）の人数と所得状況に応じて、前年中の総所得金額が一定以下の世帯は、均等割額と平等割額が軽減されます。

30年度は5割軽減、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘ずべき金額が左記のとおり引上げられ、軽減の範囲が拡充されました。

軽減割合	世帯の判定所得
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円 + 27.5万円（被保険者数 + 特定同一世帯所属者数）以下
2割軽減	33万円 + 50万円（被保険者数 + 特定同一世帯所属者数）以下

◆特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度へ移行したことにより国保の資格を喪失した方で、国保喪失日以降も継続して同一の世帯に属する方のことです。
◆譲渡所得は、特別控除前の所得で計算します。

◆70歳以上のみなさまへ 8月診療分から高額療養費の 上限額が変わります

◆専従者給与（控除）は減額判定の際に支払者の所得として計算します。
◆65歳以上の方の年金所得は減額判定の際に15万円までを差し引いて計算します。
◆所得の申告をされていない被保険者がいる国保世帯は軽減対象になりません。

◆問い合わせ先

税務課 ☎0859・54・5208
住民生活課 ☎0859・54・5210

国民健康保険の 各種届出は「14日」以内に

世帯変更、住所変更、世帯主変更は、法令等で14日以内に市町村へ届書を提出することとなります。

14日を過ぎてから届書を提出された場合には、世帯の連続性・継続性が引き継がれず、高額療養費多数回該当※の回数を通算することなどができない場合があります。

※高額療養費の多数回該当とは：過去12か月以内で高額療養費の対象となった月数が4回以上ある場合、4回目から自己負担限度額が引き下げられる制度です。

平成30年7月まで

摘要区分	外来 (個人ごと)	ひと月の上限額 (世帯ごと)
現役並みの所得がある方	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <多数回 44,400円※>
一般 (課税所得145万円未満の方)	14,000円 ※年間上限 144,000円	57,600円 <多数回 44,400円※>
Ⅱ住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
Ⅰ住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

平成30年8月から

摘要区分	外来 (個人ごと)	ひと月の上限額 (世帯ごと)
現役並みの 所得がある方	課税所得 690万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% <140,100円※>
	課税所得 380万円以上	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% <多数回 93,000円※>
	課税所得 145万円以上	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <多数回 44,400円※>
一般 (課税所得145万円未満の方)	18,000円 ※年間上限 144,000円	57,600円 <多数回 44,400円※>
Ⅱ住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
Ⅰ住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

◆問い合わせ先 住民生活課

☎0859・54・5210

表のように変わります。皆さまのご理解をお願いいたします。

◆問い合わせ先
税務課 ☎0859・54・5208
住民生活課 ☎0859・54・5210